佐倉市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱 (趣旨)

- 第1条 この要綱は、地域において子育て中の親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援するため、佐倉市地域子育て支援拠点事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則(平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(補助対象施設)
- 第2条 補助金の交付の対象となる施設は、佐倉市地域子育て支援拠点事業実施要綱(令和6年10月1日決裁佐こ保第604号。以下「実施要綱」という。)第4条第1項に規定する事業(以下「基本事業」という。)及び同条第2項に規定する託児事業(以下「託児事業」という。)を行う保育園等(実施要綱第2条第7号に規定する保育園等をいう。以下同じ。)とする。ただし、当該年度の初日において基本事業を継続して2年以上実施している保育園等のうち、前々年度の10月から前年度の9月までの間において基本事業又は託児事業を利用した親子の延べ組数が、開設日数1日当たり2組に満たない施設は、補助金の交付の対象とならない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、基本事業及び託児事業に要する経費とし、補助金の額は、別表の規定により算定した補助基準額(事業実施月数が12月に満たない場合にあっては、補助基準額を12で除して得た額に当該事業実施月数を乗じて得た額(当該乗じて得た額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額))と、現に支出する経費の額から寄附金その他の収入を控除した額のうち、いずれか少ない方の額とする。

(事前協議)

第4条 規則第3条第1項による交付の申請をしようとする者は、あらかじめ 市長と協議を行わなければならない。

(交付の申請)

- 第5条 規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出 しなければならない申請書は、佐倉市地域子育て支援拠点事業補助金交付申請 書(別記様式第1号)とする。
- 2 佐倉市地域子育て支援拠点事業補助金交付申請書に添付する書類は、申請 額算出内訳表、経費別明細書、事業計画書、収支予算書その他市長が必要と認 める書類とする。
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助事業に係る事業年度の2月 末までに補助金の交付の申請をしなければならない。

(交付の条件)

- 第6条 規則第5条第1項に定める補助金等の交付に係る条件は、次のとおりとする。
 - (1) 関係法令等に従い、適正な施設運営を行うこと。
 - (2) 申請に必要な書類を整備し、これを事業完了後5年間保管すること。 (交付の決定)
- 第7条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定に係る通知は、佐倉市地域子育て支援拠点事業補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第2号) によるものとする。

(支払方法)

第8条 補助金は、その全額を、補助事業者から請求のあった日から30日以内に、概算払をするものとする。

(交付の請求)

第9条 規則第16条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない請求書は、佐倉市地域子育て支援拠点事業補助金交付請求書(別記様式第3号)とする。

(変更の申請)

- 第10条 規則第8条第1項に定める補助事業等の変更の申請書は、佐倉市地域子育て支援拠点事業補助金変更申請書(別記様式第4号)とする。
- 2 佐倉市地域子育て支援拠点事業補助金変更申請書に添付する書類は、申請 額算出内訳表、経費別明細書、事業計画書、収支予算書その他市長が必要と認 める書類とする。
- 3 補助事業の変更等をしようとする者は、当該補助事業に係る事業年度の2 月末までに補助事業の変更等を申請しなければならない。
- 4 市長は、規則第8条第1項に定める補助事業等の変更を承認するときは、補助事業変更承認(不承認)通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。

(実績報告)

- 第11条 規則第13条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業等の 成果を記載した報告書は、佐倉市地域子育て支援拠点事業補助金実績報告書 (別記様式第6号)とする。
- 2 佐倉市地域子育で支援拠点事業補助金実績報告書に添付する書類は、申請 額算出内訳表、経費別明細書、事業報告書、収支決算書その他市長が必要と認 める書類とする。

(額の確定)

第12条 規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、佐 倉市地域子育て支援拠点事業補助金確定通知書(別記様式第7号)によるもの とする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和3年3月30日決裁佐子第1424号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則(令和3年10月25日決裁佐こ保第621号)

この要綱は、決裁の日から施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

附 則(令和4年9月29日決裁佐こ保第674号)

この要綱は、決裁の日から施行し、令和4年度予算に係る補助金から適用する。

附 則(令和5年10月10日決裁佐こ保第638号)

この要綱は、決裁の日から施行し、令和5年度予算に係る補助金から適用 する。

附 則(令和6年3月1日決裁佐こ保第1091号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正 規定は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、令和6年度予算に係る補助金から適用し、令和5年度 予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和6年8月15日決裁佐こ保第474号)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、令和6年度予算に係る補助金から適用し、令和5年度 予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和6年10月23日決裁佐こ保第606号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定(第2条ただし書の規定を除く。)は、令和7年度予算に

係る補助金から適用し、令和6年度予算に係る補助金については、なお従前の例による。

3 第2条ただし書の規定は、令和8年度予算に係る補助金から適用し、令和7年度予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和7年9月1日決裁佐こ保第680号)

この要綱は、決裁の日から施行し、令和7年度予算に係る補助金から適用する。

補助基準額

運営費(1か所当たり年額)

(1) 基本分

実施要綱に基づき実施する基本事業に係る利用組数について、実際に事業所を開設した日数にかかわらず、事業所を開設した日数を年間240日で計算した場合における、1日当たりの平均利用組数により以下のとおりとする。

- ① 1日平均1組未満職員配置は常勤・非常勤を問わず 1,297,000円
- ② 1日平均2組未満 職員配置は常勤・非常勤を問わず 2,395,000円
- ③ 1日平均2組以上5組未満 職員配置は常勤・非常勤を問わず 459万円
- ④ 1日平均5組以上常勤職員を配置する場合 8,714,000円非常勤職員のみを配置する場合 5,521,000円

(2) 加算分

子育て支援活動の展開を図る取組

託児事業について、週5日以上実施し、かつ託児事業担当の職員を 1人以上配置すること。

年間利用者数により以下のとおりとする。

- ① 年間240人未満 1,097,000円
- ② 年間240人以上480人未満 2,195,000円
- ③ 年間480人以上 3,247,000円

佐倉市地域子育て支援拠点事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

住所(所在地)申請者

氏名 (団体名及び代表者名)

佐倉市地域子育て支援拠点事業補助金の交付を受けたいので、佐倉市補助 金等の交付に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助	年 度	年度				
補助を申請する事業の概要	名称					
	目的・内容					
	目標とする活動値					
	目標とする成果					
経費所要総額						円
交 付	申 請 額					円
着手及年	び完了予定 月 日	着 手 年 月 日 完了予定年月日	年年	月 月	日日	
添付	書類	 申請額算出内訳表 経費別明細書 事業計画書 収支予算書 その他()

様式第2号(第7条関係)

佐倉市地域子育て支援拠点事業補助金交付(不交付)決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

住所 (所在地)

申請者

氏名(団体名及び代表者名)

様

佐倉市長

囙

年 月 日付け 第 号で申請があった佐倉市地域子育て支援 拠点事業補助金の交付について、次のとおり決定したので、佐倉市補助金等の 交付に関する規則第6条第1項の規定により、次のとおり通知します。

補	J	助	左	F	度	年度		
補	助《	金等	等 <i>0</i>	り名	称	佐倉市地域子育て支援拠点事業補助金		
補	助事	業	等	の名	称			
経	費所	要絲	8額	i のう	ち			
補	助	0	D	対	象			
논	な		5	経	費			
交	付	注	人	定	額			円
交	付	予	定	時	期	年	月	
交不	付交	条 付	件の	又理	は 由			

佐倉市地域子育て支援拠点事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

住所 (所在地) 申請者

氏名 (団体名及び代表者名)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた佐倉市地域子育 て支援拠点事業補助金について、佐倉市補助金等の交付に関する規則第16条 第1項の規定により、次のとおり請求します。

請求金額

 振込先金融機関名	預金種別	(フリガナ)
版处元並融機関右 	口座番号	名義人

(補助事業の変更承認に基づく追加請求用)

佐倉市地域子育て支援拠点事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

住所(所在地) 申請者 氏名(団体名及び代表者名)

年 月 日付け 第 号で補助事業の変更について承認された佐倉市地域子育て支援拠点事業補助金について、佐倉市補助金等の交付に関する規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

請求金額

 振込先金融機関名	預金種別	(フリガナ)
	口座番号	名義人

様式第4号(第10条関係)

佐倉市地域子育て支援拠点事業補助金変更申請書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

住所 (所在地)

申請者

氏名 (団体名及び代表者名)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助事業を変更したいので、佐倉市補助金等の交付に関する規則第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助	年 度	年度	
補助金等	の名称	佐倉市地域子育て支援拠点事業補助金	
補助事業等	い名称		
内 容	変更前		
	変更後		
経費	変更前		円
所要総額	変更後		円
交付申請額	変更前		円
父刊 甲酮領	変更後		円
着手及び 完了予定 年月日	変更前	着 手 年 月 日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日	
	変更後	着 手 年 月 日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日	
添付	書類	 申請額算出内訳表(変更後) 経費別明細書(変更後) 事業計画書(変更後) 収支予算書(変更後) その他 	

補助事業変更承認 (不承認) 通知書

 第
 号

 年
 月

 日

住所 (所在地)

申請者

氏名(団体名及び代表者名)

様

佐倉市長

囙

年 月 日付けで申請があった補助事業の変更について、佐倉市補助金等の交付に関する規則第8条第1項の規定により承認(不承認)するので、次のとおり通知します。

補助	年	度	年度	
補助金等	の名	称	佐倉市地域子育て支援拠点事業補助金	
補助事業等	等の名	称		
経費所要総額のうち補助の	変更	前		円
対象となる経費	変更	後		円
交 付	済	額		円
変 更 承 (変更交付		額		円
交 付 予	定時	期	年 月	
承認の	条	件		
又		は		
不承認	の理	由		
			□追給の場合 上記変更承認額と交付済額の差額	円に
そ の 他			ついては、佐倉市地域子育て支援拠点事業補助金 請求書(別記様式第3号(その2))により	, , ,
			月 日までに請求してください。	

佐倉市地域子育て支援拠点事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

住所(所在地) 申請者 氏名(団体名及び代表者名)

年 月 日付け 第 号で佐倉市地域子育て支援拠点事業補助金の交付決定を受けた事業を完了したので、佐倉市補助金等の交付に関する規則第13条の規定により、次のとおり報告します。

補助	年	度	年度				
補助金	等の名	称	佐倉市地域子育て支援拠点	事業補	助金		
	名	称					
補助事業等の概要	活動	値					
	成	果					
経費所要総額		額					円
通 知 夜 付	を 受 け 決 定	た 額					円
既に交付を受けた額							円
着手加年	及 び 完 月	了日	着手年月日 完了年月日	年 年	月 月	日日	
添付	書	類	 申請額算出内訳表 経費別明細書 事業報告書 収支決算書 その他 				

様式第7号(第12条関係)

佐倉市地域子育て支援拠点事業補助金確定通知書

第号

年 月 日

住所 (所在地)

申請者

氏名(団体名及び代表者名)

様

佐倉市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった佐倉市地域子育て支援拠点事業補助金の額を確定したので、佐倉市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により、次のとおり通知します。

記

1 交付決定額

円

2 交付済額

円

3 確 定 額

円

4 そ の 他

□返納の場合

確定額

円と交付済額

円の差額

円に

ついては、別添納入通知書兼領収書により 年 月 日までに返

納してください。